

桂川町告示第67号

平成30年第2回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年5月25日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 平成30年6月8日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

藤川 正恭君

青柳 久善君

○6月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第2回(定例)桂川町議会会議録(第1日)

平成30年6月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 環境衛生対策について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 承認第1号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 承認第2号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第3号 平成29年度桂川町一般会計補正予算(専決第3号)
- 日程第9 承認第4号 平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第10 承認第5号 平成29年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第11 承認第6号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)
- 日程第12 承認第7号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第13 承認第8号 平成29年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)
- 日程第14 承認第9号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第15 議案第16号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
- 日程第16 議案第17号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更
- 日程第17 議案第18号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 日程第18 議案第19号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第19 議案第20号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第21号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第1号)

- 日程第21 報告第2号 平成29年度桂川町継続費繰越計算書の報告
日程第22 報告第3号 平成29年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 総務経済建設委員長報告
 (1) 道路管理について
日程第4 文教厚生委員長報告
 (1) 環境衛生対策について
日程第5 議会広報委員長報告
 (1) 議会広報の編集及び発行について
日程第6 承認第1号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
日程第7 承認第2号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
日程第8 承認第3号 平成29年度桂川町一般会計補正予算(専決第3号)
日程第9 承認第4号 平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)
日程第10 承認第5号 平成29年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)
日程第11 承認第6号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)
日程第12 承認第7号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)
日程第13 承認第8号 平成29年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)
日程第14 承認第9号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)
日程第15 議案第16号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
日程第16 議案第17号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更
日程第17 議案第18号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
日程第18 議案第19号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
日程第19 議案第20号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
日程第20 議案第21号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第1号)
日程第21 報告第2号 平成29年度桂川町継続費繰越計算書の報告
日程第22 報告第3号 平成29年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告

出席議員（9名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 杉村 明彦君	4番 大塚 和佳君
5番 吉川紀代子君	6番 北原 裕丈君
7番 下川 康弘君	8番 竹本 慶吉君
10番 青柳 久善君	

欠席議員（1名）

9番 藤川 正恭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	瓜生 郁義君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	古野 博文君
学校教育課長	北原 義識君	社会教育課長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	原田 紀昭君		

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、平成30年第2回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、杉村明彦君、10番、青柳久善君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月15日までの8日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

木々の緑が目にしみる梅雨の季節になりました。昨年7月に発生しました九州北部豪雨から1年が経過しようとしていますが、改めまして、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます次第でございます。

福岡管区気象台の長期予報では、ことしの夏の気温は平年より高く、降水量はほぼ平年並みということですが、集中豪雨や台風等の自然災害は、いつ発生するかわかりません。災害に対する警戒を怠らないよう肝に銘ずるとともに、災害のない穏やかな年でありますことを念願する次第です。

さて、本日は、平成30年第2回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、心から厚く感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日御提案いたします議案等の提案理由について、御説明いたします。

初めに、防災・減災対策の取り組みとして、災害の発生を想定した総合防災訓練を9月1日に実施する計画です。詳細については、今後、関係機関及び自主防災組織の皆様と協議してまいります。災害発生に対する平常時からの連携強化、防災技術の修練及び防災意識の向上等を目的とする訓練でございます。

また、第1分団瀬戸班の消防格納庫を移転新設するための既存家屋の解体工事に着手したところであります。

次に、ゆのうら体験の杜については、7月19日に落成式を行い、7月23日から25日に計画されています桂川小学校のセカンドスクール事業をスタートとして、利用を開始したいと考えています。施設の案内や利用の申し込み受け付け方法等につきましては、広報けいせん6月号及び町のホームページで紹介していますので、参考にしたいと考えています。

現在、オープンに向けて施設及び備品等の整備・農園等に関する準備を進めているところです。豊かな自然環境の中で野外活動や集団生活・農業体験等、いろいろな体験ができるプログラムを考案し、実施していきたいと考えています。そして、町の内外を問わず、各種団体やグループに親しまれる施設として利活用していただくことを期待しています。

また、地域商社いいバイ桂川との連携については、今年度採択された地方創生推進交付金を活用して、現在、実施しているカフェやマルシェ等の充実及び新しい取り組みを模索しながら、町の情報発信源としての活動を展開したいと考えています。

次に、3月議会で承認いただきました、嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定を3月26日に締結いたしました。現在は2市1町協議のもとに作業部会を設置し、医療・福祉・子育て支援・教育・地域公共交通など11分野・19事業についての共生ビジョンを飯塚市において策定中で、本年10月より連携を開始する予定であります。

次に、西鉄バスの碓井大分坑線については、3月議会において存続を求める決議をいただき、本町といたしましても住民の生活に影響を及ぼす重要な問題として、福岡県バス対策協議会等において路線の存続を求めてきたところです。西鉄との協議の中で出された結果では、飯塚市・桂川駅・嘉穂総合高校・西鉄大隈の路線については、1日当たり16便の運航で存続することになりましたが、飯塚市・桂川駅・弥栄・嘉麻市第2保育園前の区間については存続することができませんでした。

今後は、運行時間等について、飯塚市・嘉麻市と協議を行うとともに、本町の福祉バス等との連携・調整を検討してまいります。

次に、町営住宅二反田団地A棟の建築工事については、現在、5階の床下までの躯体工事が進むとともに、1階と2階部分は内装等の仕上げ工事が完了しているところです。5月末の進捗率は46.7%で、工程表どおり順調に進んでいます。

新しい住宅の入居については、年内に手続等を行い、年明けから引っ越ししていただく予定です。そのための関係者への説明会を今月中に開催したいと考えています。

次に、県事業の県道豆田・稲築線道路改良工事については、きど葬祭場の移転が完了し、今年度中に商工会館の移転工事を行う計画です。泉河内川にかける橋梁工事も順調に進捗していると報告を受けています。関係者の皆様に改めて深く感謝申し上げます。

次に、環境施設等広域化に関する任意協議会は、3月の定例会で報告しましたように、飯塚

市・桂川町衛生施設組合とふくおか県央環境施設組合の統合に関することと、飯塚市及び嘉麻市の直営環境施設等を統合後の一部事務組合への移管に関する事を協議事項とし、運営方針や規約内容等について、協議を進めています。これまでに91の協議項目中51項目の協議が整っていますが、残る協議項目の中に、組合議会に関する項目等が含まれているため、去る5月8日に組合議員の全員協議会が開催されました。限られた期間での協議になりますが、積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

次に、国民健康保険事業については、本年4月から県との共同運営が始まりました。現在のところ大きな混乱もなく事業運営が進展しています。今後の計画として、8月1日より被保険者証を世帯ごとから被保険者1人につき1枚のカード式に変更し、利便性の向上を図ってまいります。

次に、健康増進に関する取り組みとして、今年度からがん検診を受診しやすいように実施回数を年8回から10回にふやすとともに、5月15日から全日程の予約受け付けを開始し、受診者の増加・早期発見・早期治療の推進に努めているところです。

次に、高齢者を対象にしたひまわりカフェは、今年度から第1・3木曜日の月2回開催しています。専門講師による健康体操や住民有志の御協力による創作活動等を行い、楽しい交流の場として定着しつつあります。今後は高齢者福祉施設や区長・分館長、民生委員等の皆様との連携を図り、高齢者サロン・地域コミュニティーサロンの輪を広げていきたいと考えています。

次に、桂川小学校の学童保育所として利用しています桂寿苑の施設改修工事については、5月末に入札を行い、着手したところです。夏休み前の竣工を目指しています。

次に、プレミアム付商品券の発行については、実施主体である桂川町商工会の要望を受け、県の補助金とあわせた支援を計画しています。本年度はプレミアム率10%、総額2,200万円の発行が計画されていますので、そのための予算を計上しているところです。

次に、学校教育の取り組みの中で、ゆのうら体験の杜を活用して、普段の学校生活では体験しにくい自然体験活動や共同生活体験活動等を行うセカンドスクール事業をスタートしたいと考えています。なお、実施に当たっては、学校・家庭・地域連携協力推進事業という国の補助事業を適用していく計画です。

また、幼稚園のエアコン設置及び中学校のトイレ改修工事につきましては、3月議会で関係予算の承認をいただき、30年度の繰り越し事業として工事実施に向けた手続を進めているところです。幼稚園のエアコン設置は、夏休み期間中に工事を完了したいと考えています。中学校のトイレにつきましては、夏休み期間を含む3カ月程度の工事期間を見込んでいます。

なお、工事請負契約の予定価格が5,000万円を超えることが予想され、臨時議会を開催する必要が生じるとおそれますので、よろしく願いいたします。

次に、関係予算では、専決処分に係る平成29年度補正予算の承認6件、同じく専決処分によ

る平成30年度補正予算の承認1件、また平成30年度補正予算1件を提案しています。

専決処分による平成29年度補正予算は、一般会計・各特別会計ともに決算を見込んだ予算の整理が主なものです。このうち、承認第3号の一般会計補正予算（専決第3号）では今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、基金積立金の増額及び繰入金の減額により整理しています。

具体的には減債基金に9,000万円を積み立てる予算を計上するとともに、当初予算に計上していました公共事業整備基金からの繰入金5,000万円については執行する必要がなくなりましたので、皆減しているところです。

なお、財政調整基金の繰り入れにつきましては、12月補正予算時点で皆減していますので、平成29年度の当初予算で計上していました財源不足は、全部解消することになります。

ちなみに、平成29年度末の財政調整基金の現在高は約7億3,518万円、減債基金は約1億1,549万円、公共事業整備基金は約4億2,891万円となるものでございます。

また、5月31日の出納整理期間を終えて平成29年度一般会計の繰越額は2億2,041万3,000円となっています。このうち、平成30年度への繰り越し事業に充当する財源3,411万2,000円を除く実質的な繰越額は1億8,630万1,000円になります。この繰越金については平成30年度当初予算に6,000万円を計上していましたので、その差額1億2,630万1,000円の計上については、次の議会において提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計においては、平成25年度から歳入不足に対する措置として繰上充用を行っています。平成29年度も同様の対応をしていますが、単年度の収支において黒字決算となりましたので、累積赤字額は大幅に減少して約795万円となり、前年度に比べ約6,580万円改善しています。

今後も、県との共同運営による広域化や、社会保障関係施策の制度改正等の動向に留意しつつ、特定健康診査の推進や適正受診の啓発など、医療費適正化に努め、国保事業の健全運営を図ってまいります。

次に、平成30年度一般会計補正予算（第1号）は、補正額640万1,000円を追加し、予算の総額を61億6,252万5,000円に定めるものでございます。

補正の主な内容は、歳入予算では14款国庫支出金において洪水ハザードマップ作成にかかわる社会資本整備総合交付金や、セカンドスクール事業にかかわる国庫補助金などを追加計上しています。

20款諸収入では、王塚太鼓の修理等に係るコミュニティー事業助成金を追加計上しております。

21款町債では、地方創生推進交付金事業のうち、コミュニティー施設（旧給食センター）に

関する地方負担分に対する起債を追加計上しています。

一方、歳出予算では、2款総務費において王塚太鼓修理等助成金を追加計上しております。

3款民生費では、介護保険法施行令の改正による介護保険料の算定基準の改正に係る介護保険料算定連携システム改修委託料や、国の交付金を受けて実施する国民年金被保険者の産前産後期間の保険料免除等に係る国民年金制度改正対応システム改修委託料を追加計上しております。

7款商工費では、桂川町商工会が実施しますプレミアム付商品券発行事業に対する助成補助金を計上しています。

10款教育費では、セカンドスクール事業の経費などを計上しております。

以上が、一般会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、本日御提案します議案は、条例の一部改正に関する専決処分が2件、平成29年度予算の専決処分が6件、平成30年度予算の専決処分が1件、規約の変更に関するもの3件、和解に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの1件、平成30年度補正予算が1件、報告2件の計17件でございます。

議案の内容につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

3月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催し審査してきたところです。

桂川駅南側道路山崎上深町線について、本年度は国道200号との交差点部分およそ140m区間の道路工事を実施する予定であり、これにより国道200号から桂川駅の南側にアクセスできる道路の整備が完了します。

また、補助事業を活用した道路事業につきましては、豆田橋から豆田浄水場に向かう穂波川沿いを走る町道中川原上川原線の踏切付近110m区間の舗装修繕工事、第一町民グラウンドから土師8方面に向かう町道宮日田・臼田線100m区間の舗装修繕工事を行い、橋梁の修繕事業については眼鏡橋と中屋橋の橋面補修工事を行う予定です。

そのほか各行政区長から提出された要望につきましては、昨年度新たに道路関係のもの16カ所が追加され、合計で86カ所の要望を確認しております。昨年度はそのうち18カ所の整備を終えており、今年度につきましては10カ所を整備する予定であります。これらの整備箇所について、工事内容等の確認を行い、現地調査を実施していく予定であります。したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託されておりました環境衛生対策についてを議題といたします。

本件について、報告を求めます。大塚副委員長。

○文教厚生常任副委員長（大塚 和佳君） 文教厚生委員会に付託されております環境衛生対策について、当委員会の審査結果の報告をいたします。

3月定例議会後4回の委員会を開催し、審査しております。この間、家庭用ごみが不法投棄される案件が3件、放置自転車が7件発生しております。不法投棄の解消の取り組みについては、啓発看板の設置や警察などの関係機関との連携を図り、悪質な不法投棄に対しての抑止力の強化を引き続き求めるものです。

先月の5月27日に実施されました第1回桂川町環境美化の日行動では、皆様の御協力により約3.7tの不法投棄ごみを回収することができました。この活動を通じて各行政区関係者の皆様には、環境に対する意識の高揚と啓発に努めていただいていることに対し、厚く感謝を申し上げます。今後とも快適な生活環境づくりに向け、行政と地域が一体となった取り組みを推進し、排出抑制・再利用によるごみの減量や循環資源物の適正処理の推進を図る必要があります。よって、環境衛生対策について、引き続き継続審査をお願いし、委員会報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。副委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については副委員長から引き続き審査したいので閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、環境衛生対策については、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集及び発行について、協議を行い、本年5月1日に第19号を発行いたしました。当委員会では、引き続き桂川議会だより第20号を発行するため継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、承認9件、議案6件、報告2件であります。このうち承認第1号から第9号までの9件及び議案第16号から18号までの3件は、本日即決していただき、

議案第19号から21号までの3件については本日質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。6月11日、12日、14日の3日間で審査をしていただき、6月15日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 承認第1号

○議長（原中 政廣君） 承認第1号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分を求める件についてを議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案書1ページをお願いします。承認第1号について、御説明申し上げます。

本承認は、桂川町税条例等の一部改正の専決処分でございます。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行令規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。内容につきましては、2ページから22ページにわたっておりますが、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

1点目が、個人の所得課税の見直しでございます。給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げるものでございます。この改正は働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く方がより手厚く基礎控除を引かれるように、特定の収入のみに適用される給与所得控除及び公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除への振りかえを行うものでございます。

また、この見直しにより税負担は増加しなくても所得金額が10万円増加となる場合があるため、基礎控除前の所得で判定している者については税制上の金額・基準等について、必要な措置を行うこととされております。

具体的に申し上げますと、控除対象となる扶養親族の合計所得金額の要件を現行の38万円以下から10万円引き上げ48万円以下とするなどの措置でございます。

次に、給与所得控除及び公的年金等控除の見直しでございます。給与所得控除の上限額が適用される給与収入を1,000万円から850万円に引き上げるものです。

なお、この見直しにより、子育て世帯等に配慮する観点から、22歳以下の扶養親族や特別障がい者控除の対象となる扶養親族がいる場合などは負担が生じないように、新たな控除が導入されるものでございます。

次に、公的年金等控除については、現在、上限はありませんが、今回の改正で公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に195万5,000円の上限が設定されるものです。

また、公的年金等収入以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、公的年金等の控除額が10万円引き下げられ2,000万円を超える場合には20万円引き下げられます。

次に、基礎控除の見直しでございます。基礎控除は現在、所得から一律33万円控除されておりますが、今回の改正で合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて基礎控除額が低減し、2,500万円を超えますと基礎控除の適用はなくなるものでございます。いずれも平成33年度分以降の個人住民税の適用でございます。

2点目は、議案書5ページから8ページにかけ、町たばこ税の見直しでございます。紙巻きたばこの税率を平成30年10月1日から平成33年10月1日までの間で3段階で引き上げるもので、地方たばこ税については1本当たり段階ごとに0.5円ずつ、計1.5円の引き上げでございます。参考までに国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円の引き上げでございます。

また、平成27年度の税制改正により平成31年4月1日に予定されておりました旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げは31年10月1日に延期するものでございます。旧3級品の銘柄はわかば、エコー、しんせい、ゴールデンバッド、ウルマ、バイオレットの6品目でございます。

次に、製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設しています。たばこの課税は紙巻きたばこの本数に換算した上で課税するものでございます。今回の改正で加熱式たばこの課税方式の見直しとして、紙巻きたばこの本数への換算方法について、現行の重量による換算方法から重量と小売価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式へと、平成30年10月1日から平成34年10月にかけて、5回に分けて段階的に移行するものでございます。

次に、8ページ下段からは固定資産税関係でございます。1点目は新築住宅等に係る固定資産税の減額措置の適用期限を平成30年3月31日から2年間延長するものでございます。

2点目は資本金が1億円以下の法人や従業員数が1,000人以下の個人事業主などの中小企業等が、新規取得により設備投資した一定の機械装置などの償却資産について、固定資産税を3年間全額免除とするものでございます。この特例措置を受けるには、中小企業等が、労働生産性が年3%以上向上できるものとしてセンター設備と導入計画に記載をし、認定を受けた設備投資が対象となるなどの条件が必要となります。平成30年度から32年度までの適用でございます。

以上が、主な改正の内容でございます。その他、関係法令の改正に伴い、本条例の条文の整理を行っております。

13ページをお願いいたします。附則としまして、施行期日でございますが、第1条は、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。ただし、改正規定の内容によりまして、別に記述を定めております。15ページ以降、第5条から第11条は町たばこ税に関する経過措置及びたばこの税率引き上げの際に実施する手持ち品課税等について、定めております。手持ち品課税とは、旧税率で仕入れた製造たばこを販売のために所持する小売販売業者等に対し税率引き上げ分相当のたばこの課税するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第7. 承認第2号

○議長（原中 政廣君） 承認第2号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案書23ページをお願いいたします。承認第2号について、御説明申し上げます。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。改正の理由といたしまして、地方税法上の一部を改正する法律、地方税法施行規則の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川

町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

1点目は国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額を現行54万円から58万円に4万円引き上げるものでございます。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定の基準額を引き上げることにより、低所得者の税負担の軽減を図るものでございます。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減世帯の軽減判定の算定において、被保険者数に乗じる金額を27万円から5,000円引き上げ27万5,000円に改め、2割軽減世帯については49万円から1万円引き上げ50万円に改めるものでございます。その他条文の整理を行っております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。ただいま説明にありました承認2号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

ただいま説明にありましたように、一部低所得者に対する軽減措置は、私はこれは評価したいと思いますが、一方、基礎控除の引き上げがうたわれております。よって、私はこの案件に反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第2号を採決します。

起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、承認第2号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第8. 承認第3号

○議長（原中 政廣君） 承認第3号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 承認第3号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）について、説明いたします。議案書25ページをお開きください。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成30年3月30日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,692万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,766万7,000円と定めたものでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、第2表地方債補正で説明をいたします。

6ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。緊急防災減災事業以下3つの地方債につきましては、額の決定により限度額の減額を行うものです。

次の7ページに参考として、地方債の各年度末における現在高等の調書をつけております。

10ページをお開きください。歳入について、説明いたします。

1款1項町民税3,465万円の追加、次の11ページ2項固定資産税19万4,000円の減額、次の12ページ3項軽自動車税1万1,000円の追加は、決算を見込んだ計上でございます。

次の4項町たばこ税509万9,000円の減額、次の14ページ2款1項自動車重量譲与税134万7,000円の追加、次の2項地方気圧油譲与税9万円の追加、次の16ページ3款1項利子割交付金161万8,000円の減額、次の4款1項配当割交付金97万8,000円の減額、次の18ページ5款1項株式等譲渡所得割交付金228万2,000円の追加、次の6款1項地方消費税交付金158万2,000円の減額、次の20ページ7款1項ゴルフ場利用料交付金222万9,000円の追加、次の8款1項自動車取得税交付金826万7,000円の追加

は、全て額の決定によるものです。

次の22ページ10款1項地方交付税289万4,000円の追加のうち、特別交付税につきましては決定によるもの、また普通交付税は財源調整を行っております。調整後の普通交付税の財源留保額は3,621万7,000円となります。

次の11款1項交通安全対策特別交付金3万1,000円の追加は、決定によるものです。

次の24ページ13款1項使用料7万7,000円の追加は、町有施設等の使用料の決定見込みによるもの、次の25ページ2項手数料286万円の減額は、各種手数料の決定見込みによるものです。

次の26ページ14款1項国庫負担金1,321万6,000円の減額、次の2項国庫補助金434万1,000円の追加、次の28ページ3項国庫委託金105万4,000円の追加は、説明欄に記載しております各補助金等の決定及び決定見込みによるものです。

次の29ページ15款1項県負担金725万6,000円の減額、次の30ページ2項県補助金2,029万1,000円の減額、次の3項県委託金49万6,000円の減額につきましては、各補助金等の決算及び決定見込みによるものです。

次の32ページ16款2項財産売り払い収入177万1,000円の追加は、旭丘団地売り払い収入の決定によるものです。

次の17款1項寄附金330万円の減額は、ふるさと応援寄附金の決定見込みによるものです。

次の34ページ18款1項基金繰入金5,000万円の減額は、今回の補正において歳入が歳出を上回り執行する必要がなくなりましたので減額し、皆減とさせていただきます。

次の2項特別会計繰入金191万9,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の決算見込みによるものです。

次の36ページ20款1項延滞金加算金及び過料171万8,000円の追加は、決定見込みによるものです。

次の2項町預金利子7,000円の減額は、決定によるものです。

次の38ページ4項雑入30万6,000円の減額は説明欄に掲載しております各項目の決定及び決定見込みによるものです。

次の21款1項町債2,240万円の減額は、各事業債の決定によるものです。

次の40ページより歳出でございます。歳出におきましては、決算を見込んだ不用額の整理等を行っております。

2款1項1目一般管理費850万円の減額は共済組合負担金等の整理によるものです。

3目財産管理費9,176万8,000円の追加は、公共事業整備基金積立金及び減債基金積立金での歳入剰余金分の調整です。

5目財産管理費162万5,000円の減額は、委託費等の精算によるものです。

6目企画費727万円の減額は、主に地域おこし協力隊の関連経費やふるさと応援寄附金業務委託料、特産品開発事業補助金の整理によるものです。

次の12目防災諸費13万2,000円の減額は、県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金の決定によるものです。

次の42ページ2款2項1目税務総務費478万8,000円の減額は、臨時雇い賃金の決定及び過誤納付金等の精算によるものです。

2目賦課徴収費73万9,000円の減額は精算によるものです。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費373万1,000円の減額は、精算によるものです。

次の44ページ4項3目衆議院選挙費116万9,000円の減額は、衆議院選挙事務に係る関連経費の決定によるものです。

3款1項社会福祉費6,566万6,000円の減額は1目社会福祉総務費、3目老人福祉費、4目重度障がい者医療費、5目子供医療費、6目ひとり親家庭等医療費、7目未熟児療育医療費、8目介護保険事業費の精算及び決定見込みによるものです。

次の2項児童福祉費2,547万8,000円の減額は2目児童措置費、4目子育て支援費、5目土師保育所費、6目吉隈保育所費の精算及び決定見込みによるものです。

次の48ページ3項1目国民年金費は財源内訳の組みかえを行っております。

次の49ページ4款1項保健衛生費831万9,000円の減額は、2目予防費、3目環境衛生費、4目健康づくり推進費のそれぞれ整理によるものです。

次の50ページ2項1目清掃総務費は財源内訳の組みかえを行っております。

次の5款2項3目職業訓練費203万2,000円の減額は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金の決定によるものです。

次の52ページ6款1項農業費462万5,000円の減額は、2目農業総務費、4目農業振興費、6目農地費の精算によるものです。

次の7款1項2目商工振興費94万円の減額は、住宅改修事業補助金の精算によるものです。

次の54ページ8款1項1目土木総務費241万5,000円の減額は、臨時雇い賃金木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金の精算によるものです。

次の2項道路橋梁費164万円の減額は、2目の道路橋梁維持費の財源組みかえ、3目道路橋梁新設改良費の精算によるものです。

次の56ページ3項都市計画総務費710万2,000円の減額は、2目街路事業費、3目公園費、4目駐車場費、5目都市再生事業費の精算によるものです。

次の4項住宅費245万1,000円の減額は、1目住宅管理費の精算によるものです。

次の2目住宅建設費は財源内訳の組みかえを行っております。

次の58ページ10款1項2目教育委員会事務費343万7,000円の減額は、精算によるものです。

次の2項2目桂川小学校教育振興費276万2,000円の減額、次の60ページ4項2目桂川中学校教育振興費344万4,000円の減額は、少人数学級の実施に伴う教育職員賃金の精算によるものです。

次の5項1目桂川幼稚園費は財源組みかえを行っております。

次の62ページ7項社会教育費42万5,000円の減額は、1目社会教育総務費、8目人権教育費の精算によるもの、次の8項3目総合体育館費は財源組みかえを行っております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。質問いたします。

47ページ、いいですか。

○議長（原中 政廣君） 何か所ありますか、質問箇所は。

○議員（5番 吉川紀代子君） 箇所は、ここ47ページと。

○議長（原中 政廣君） だけですか。先にページ、言っといてください。担当課長がそこ。

○議員（5番 吉川紀代子君） 47ページと62ページ。

○議長（原中 政廣君） 2カ所ですね。はい、お願いします。

○議員（5番 吉川紀代子君） 47ページのところで、子育て支援費としてマイナス67万4,000円、土師保育所で492万4,000円、吉隈保育所で703万5,000円の減額計上がなされ、先ほどの説明では精算決定だとおっしゃいました。この精算決定じゃなくて、もう少し具体的に説明をしていただけませんか。

○議長（原中 政廣君） 担当課長。秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 吉川議員の御質問にお答えします。

47ページですね、子育て支援費のマイナス67万4,000円につきましては、臨時職員賃金の減額に基づくものでございます。こちらはですね、常勤のパートさんが、常勤の臨時職員が1名とパートの臨時職員の方が2名おられます。で、その臨時さんの時給ですね、で雇っておるパートさんのシフトですね、一応月ですね22日分で計算しておりますけども、イベント等の開催等にあわせてましてですね、必要な部分と必要でなかった部分というふうに日数が計算されまして、その分が減額というふうになっております。

次の5目の土師保育所の臨時賃金ですけども、こちらにつきましては当初17名分の臨時職員

プラス産休代替の職員4名、4カ月分ですね、を当初予算として計上しておりましたが、最終的には常勤16名、そのうちですね、3名が途中からの採用ということとパートが5名ということで、まあ当初予算計上した人数よりも、まあ少なかったということで492万7,000円の減額というふうになっております。

次の6目ですけども、吉隈保育所の臨時賃金、こちらも当初ですね、16名の臨時保育士を採用するというので予算計上しておりましたが、実際ですね、29年度は11名の臨時保育士、常勤の方ですね、それとパートの臨時保育士が7名ということで、これにつきましても当初予算の見込み額よりも、見込みの人数よりも減ったということで703万5,000円の減額ということになります。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ちょっと声が小さくてよく聞こえなかったんですけど、今の説明ですと、当初の計画では、何ですか、最初の子育て支援のことでも常勤が1名、パートが2名で、何でここで67万4,000円減ったのかよくわからなかったんですけど、聞こえなくて。次に土師保育所も、吉隈保育所も、当初予定してたのは17名とか16名だったけれど、実際には11名ということは、この当初の16名とか17名っていうのは常勤ということの意味してあるんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議員（5番 吉川紀代子君） そしたら、常勤だったけれど、実際にはこの土師保育所においては16名で運営したわけですよ。そして、何か3名、パートが5名でした。だから、この1名分のお金が予算オーバー、予算よりも少なく抑えられたっていう理解度でいいですかね。同じような意味合いで人数的には違いますけれど、吉隈保育所もそういうことで理解していいですかね。

これは、私が思いますに、こういうその予算の立て方はあれと思うんですけど、結局、当局が職員さんを雇おうとした、けれど、常勤を雇おうとしたけれど、それにうまくいかなかった、失敗したという感じではないでしょうか。それに伴い、ここで働く職員の方、そしてそれに伴う預けられた子供たちに不利益が少なからずもかかっているのではないかと思います。

ゆえに、今後、こういう予算をきちっと立てたならば、なるだけそれを完全にできるように努力していただきたいということを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 次はいいですか。62ページが出とるんかな。内容をもう一度、もう1カ所あったでしょ。

○議員（5番 吉川紀代子君） は。

○議長（原中 政廣君） もう1カ所なかった。ここだけでよかったですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） あと1カ所。いいですか。

○議長（原中 政廣君） あと1カ所、62が確かあったのかな。ありませんでした。それは内容をもう一度言ってください。担当課長、決めますので。62ページ。どうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） いいですか。62ページ。

○議長（原中 政廣君） 内容をもう一度。

○議員（5番 吉川紀代子君） 人権教育費です。

○議長（原中 政廣君） これ、担当課長、どなたですか。尾園課長。質問内容。

○議員（5番 吉川紀代子君） 62ページ人権教育費として、やはり同じように20万7,000円の減額計上がなされています。これは、この会議の前に課長にお聞きしたんですけど、講師にお支払いするお金が安くついたと、そういう説明でしたけれど、この当初、何を根拠に組まれたか。そして実際支払った金額はいくらだったか、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 尾園課長。

○社会教育課長（尾園 晃君） 吉川議員の質問にお答えします。

当初予算のときは複数の講師を担当課のほうで選定いたしまして、予算の見積もりをして、予算を計上しております。その後、人権同和問題協議会や啓発推進委員会などで講師の選定をして、その後、依頼して、実際に講師をお願いするという形になりますので、その分、差額で、専決予算で減額となったところです。

申しわけありません。ちょっと、講師の先生の金額については、今、手持ちの資料がございませんので、委員会等で御報告でよろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は11時17分再開します。暫時休憩。

午前11時07分休憩

午前11時16分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第9 承認第4号

○議長（原中 政廣君） 承認第4号平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 承認第4号について、御説明申し上げます。議案書26ページをお願いいたします。

本承認は、平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。補正予算書1ページをお願いします。

本予算は規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ430万4,000円にするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業県補助金3,000円の減額は、決定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入4万6,000円の増額、2目住宅新築資金等貸付金元利収入1万7,000円の増額、3目宅地取得資金貸付金元利収入17万1,000円の増額、8ページ2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円の減額をお願いをしております。事業の増減額は、それぞれ償還見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費21万9,000円の増額は見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第10. 承認第5号

○議長（原中 政廣君） 承認第5号平成29年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 承認第5号平成29年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について、説明いたします。議案書27ページをお開きください。

専決処分の理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成30年3月30日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3万6,000円に定めたものでございます。

6ページをお開きください。歳入でございます。2款1項1目土地開発基金繰入金1,050万円の減額は、7ページの歳出2款1項1目公有財産取得事業費で同額の計上をしておりましたが、公有財産の取得等がありませんでしたので、歳入歳出ともに1,050万円を減額し、予算の整理を行うものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号平成29年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第11. 承認第6号

○議長（原中 政廣君） 承認第6号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 承認第6号について、御説明申し上げます。議案書の28ページをお願いいたします。

本承認は、平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）についてでございます。本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出を3億8,701万円減額し、歳入歳出予算総額を19億8,962万円に定めたものでございます。

補正の内容について、御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,250万1,000円の増額、7ページ2目退職被保険者等国民健康保険税24万9,000円の減額は、見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。2款1項1目国民健康保険税督促手数料6万6,000円の増額は、見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。3款1項1目療養給付費等負担金9,251万2,000円の減額、2目高額医療費共同事業負担金756万3,000円の減額、3目特定健康診査等負担金

19万4,000円の減額は、決定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。同じく3款2項1目調整交付金1億2,733万円の減額は、財源調整をお願いしております。

11ページ4款1項1目療養給付費交付金1,877万3,000円の減額は、決定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。6款1項1目高額医療費共同事業負担金897万1,000円の減額、2目特定健康診査等負担金19万4,000円の減額は、決定によるものでございます。

13ページ2項1目財政補助金2,614万5,000円の減額は、決定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。7款1項1目共同事業交付金4,262万9,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金5,928万9,000円の減額は、確定によるものでございます。

15ページ8款1項1目一般会計繰入金は見込みにより1,867万6,000円の減額をお願いしております。

16ページをお願いいたします。10款1項1目一般被保険者延滞金260万5,000円の増額は、見込みによるものでございます。

17ページ4項1目一般被保険者第三者行為納付金84万3,000円の増額、2目退職被保険者等第三者行為納付金50万円の減額は、確定によるものでございます。

18ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費49万6,000円の減額は、見込みによるものでございます。

2目国保連合会負担金13万円の減額は、確定によるものでございます。

19ページ3項1目運営協議会費24万4,000円の減額は、確定によるものでございます。

20ページをお願いいたします。同じく1款5項1目医療費適正化特別対策事業費153万円の減額、2目収納率向上特別対策事業費36万5,000円の減額は、見込みによるものでございます。

21ページ2款1項1目一般被保険者療養給付費は2億4,518万4,000円の減額、2目退職被保険者等療養給付費は932万6,000円の減額、3目一般被保険者療養費は344万2,000円の減額、4目退職被保険者等療養費28万5,000円の減額、5目審査手数料126万9,000円の減額は、確定によりお願いしております。

22ページをお願いいたします。同じく2款2項1目一般被保険者高額療養費3,788万5,000円の減額、2目退職被保険者等高額療養費68万4,000円の減額、3目一般被保険者高額介護合算療養費149万1,000円の減額、4目退職被保険者等高額介護合算療養費

47万8,000円の減額は、確定によるものでございます。

23ページ3項1目一般被保険者移送費10万円の減額は、見込みによるものでございます。

24ページをお願いいたします。同じく2款4項1目出産育児一時金840万円の減額は、確定によるものでございます。参考までに、29年度の支払い件数は8件でございます。

25ページ5項1目葬祭費136万円の減額は、確定によるものでございます。29年度の支払い件数は16件でございます。

26ページをお願いいたします。3款1項1目後期高齢者支援金は財源組みかえをお願いしております。

27ページ5款1項1目老人保健医療費拠出金は社会保険診療報酬支払い基金からの通知により200万円の減額をお願いしております。

28ページをお願いいたします。6款1項1目介護納付金も社会保険診療報酬支払い基金からの通知により71万8,000円の減額をお願いしております。

29ページ7款1項1目高額医療費拠出金3,671万7,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金2,796万1,000円の減額は、確定によりお願いしております。

30ページをお願いいたします。8款1項1目特定健康診査等事業費614万4,000円の減額は、見込みによるものでございます。

31ページ2項1目保健衛生普及費80万5,000円の減額は、確定によるものでございます。

以上、簡単でございますが、御審議の上承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） ちょっと質問させてください。えーと、これ、減額補正なんでそんな問題はないと思いますけども、ここまで大きく減額した理由ですね、何でこういうふうに、ここまで予算に対して減額ですよ、何か心当たりというか、何か思われることがあったら教えてもらっていいですか。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 7番下川議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、その辺のところは調査をしておりますが、担当のほうで見ていましたところ、税のほうは景気のほうに支えられてというものもあると思いますけれども、収入の面で税のほうがかうまくいっているということが1点と、あとは今までの取り組みとして医療費の適正化がかうまくいってる、そういうふうなサイクルが協働的にうまく連動して減額になったというふうに、今のところ思っております。詳細につきましては現在調査中でございますので、詳しくわかりまし

たら国民運営推進協議会等でまた御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号平成29年度桂川町後期高齢者医療——失礼しました、したがって、承認第6号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）の専決を求める件については、承認することに決定しました。失礼しました。

日程第12. 承認第7号

○議長（原中 政廣君） 承認第7号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 承認第7号について、御説明申し上げます。議案書の29ページをお願いいたします。

本承認は、平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。本会計予算について、補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月30日で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

規定の歳入歳出予算総額から歳入歳出を249万7,000円減額し、歳入歳出予算総額を1億8,429万6,000円に定めたものでございます。

補正の内容について、御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目特別徴収保険料は342万6,000円の減額、2目普通徴収保険料は378万

5,000円の増額を見込みによりお願いしております。

7ページ3款1項1目事務費繰入金83万3,000円の減額は、歳出の減額補正に関連してお願いしております。2目保険基盤安定繰入金152万3,000円の減額は、決定によりお願いしております。

8ページをお願いいたします。5款1項1目保険料還付金は50万円の減額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1目一般管理費は見込みにより37万2,000円の減額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。同じく1款2項1目徴収金は46万1,000円の減額、11ページ2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は152万3,000円の減額を見込みによりお願いしております。

12ページをお願いいたします。3款1項1目保険料還付金は14万1,000円の減額を確定によりお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第13. 承認第8号

○議長（原中 政廣君） 承認第8号平成29年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 承認第8号専決処分について。議案書の30ページをお願いします。

承認第8号について、御説明いたします。本承認は、平成29年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）でございます。

専決処分理由としましては、水道事業会計の最終補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、桂川町水道事業会計補正予算書をごらんください。お願いします。1ページをお願いいたします。

第2条は当初予算で、第3条で定めた収益的収入及び支出のうち、今回は支出におきまして第1款水道事業費を、1項営業費を160万5,000円の増額と2項営業外費用の81万の増額でございます。

予算の内容につきましては、補正予算説明書にて御説明します。3ページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出でございます。第1款水道事業費用1項営業費用6目資産減耗費1節固定資産除却費の160万5,000円の増加につきましては、土師浄水場施設内のポンプ機械等の固定資産除却費の確定額によるものでございます。

2項営業外費用2目消費税1節消費税81万の増加は、申告納付税消費税額の確定額によるものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。御審議の上承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号平成29年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第14. 承認第9号

○議長（原中 政廣君） 承認第9号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 承認第9号について、御説明申し上げます。議案書の31ページをお願いいたします。

本承認は、平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年5月25日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

規定の歳入歳出予算総額から歳入歳出を1,028万7,000円追加し、歳入歳出予算総額を18億3,413万円に定めたものでございます。補正の内容について、御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款1項2目調整交付金1,028万9,000円の増額は財源調整をお願いしています。

7ページをお願いいたします。7款1項1目療養給付費交付金繰越金は正の減額、2目その他繰越金も正の減額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。9款1項1目前年度繰上充用剰余金は1,028万7,000円をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号平成30年度桂川町国民

健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

○議長（原中 政廣君） 議案第16号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第17号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、議案第18号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、以上3件を一括議題といたします。なお、質疑・討論・採決につきましては、議案ごとに行います。本件について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第16号から18号までの3議案につきましては、本年10月1日に筑紫郡那珂川町が市政施行により那珂川市となることに伴う規約の改正に関する議案ということで、一括して御提案をさせていただきます。

32ページをお開きください。議案第16号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてでございます。

提案理由といたしましたは、平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、本組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

33ページをお開きください。福岡県自治会館管理組合規約の一部を変更する規約についてでございます。本組合規約第5条に定められております組合議会の議員定数10人を9人に改めようとするものです。

また、別表第1に定められている組合議会議員の選挙区中、筑紫郡を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成30年10月1日から施行するものでございます。

続きまして34ページをお願いいたします。議案第17号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてでございます。

提案理由といたしましては、那珂川町が那珂川市となることに伴い、組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

35ページをお開きください。福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を変更する規約について、御説明いたします。

まず、本組合規約第1条には、本組合を構成する市町村の名称及び組織について定められておりますが、今回の変更により第1条中「及び糸島市」を「糸島市及び那珂川市」に改めようとする

るものでございます。

また第4条第1項の改正につきましては、現在の組合議会の議員定数10人について、那珂川町の市政施行に伴い筑紫郡が減員となりますので、9人に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成30年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。議案第18号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

提案理由といたしましては、那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

37ページをお願いいたします。福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について、御説明を申し上げます。本改正は別表第2に定める本広域連合の議員の選挙区分の中で6の項に定められております筑紫郡那珂川町を那珂川市に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上、3議案につきまして一括提案をさせていただきました。簡略な説明ではございますが、御審議の上議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 初めに、議案第16号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。済いません、お尋ねします。

この人数のところで10人を9人にするというふうに変えてありますけれど、この自治体からの委員でいいですか、それは各自治体1人からの委員が出るわけですか。そういう規模とかそういうことに関係なく、そういうふうになってるんですかね。ということは、この管理組合ちゅうのは10の自治体で構成されているわけですかね。お願いします。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 5番、吉川議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうに書いております第5条中10人を9人に改めるということでございますが、現在、構成いたしております郡は12郡でございます。その12郡の中で議長を務めております糟屋郡、それから副議長を務めております遠賀郡を除いて第5条には10という形で定められております。そして、その10の郡の中から1つの自治体が一応、代表で議員とやってるわけでございます。ということでよろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第17号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。ただいま消防団員の公務災害補償の組合員の一部を変更ということですが、先ほど16号議案で説明のあったような、同じような理解でよろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 5番、吉川議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1条中及び糸島市を糸島市及び那珂川市に改めるということですが、これにつきましては第1条には、この組織を構成する自治体の名称が上がるところでございます。そして、この構成員は県下全市町村、そして17の市で構成されているわけございまして、その市の名前が一番語尾に書いてありますのが糸島市ということございまして、糸島市の後に那珂川市をつけるということございまして。

それから第4条第1項中10人を9人に改めるということですが、これも先ほどと同じように10の郡の中から代表が出ておりますので、当然、筑紫郡は那珂川町が1町でございます。そこが今回、減員するということございまして、10月1日から9人になるということございまして。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第18号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号

○議長（原中 政廣君） 議案第19号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解については、地方自治法第117条の規定により吉川紀代子君が除斥に該当しますので、退席を求めます。吉川君、退席をお願いします。

〔5番 吉川紀代子君 退席〕

○議長（原中 政廣君） 議案第19号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 38ページをお開きください。議案第19号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてでございます。

提案理由といたしまして、平成29年10月30日に発生いたしました公用車の衝突事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

39ページをお願いいたします。本件に係る損害賠償の額は110万9,960円でございます。事故発生の日時は平成29年10月30日午後1時15分ごろ、場所は桂川町大字土居

702番地付近の交差点でございます。

事故の概要は、本町建設事業課職員が赤信号で停車中、信号が青に変わったため発信いたしました。前方の車が発信しておらず追突をしたものでございます。損害の状況は、物的損害については相手方車両は車両後方部分、本町車両は車両前方部分の損害でございます。また人的損害については、相手方は頸椎捻挫・胸骨挫傷・両肩挫傷及び頭部打撲で、町側はなしということでございます。

事故発生の原因は、本町職員が発生時に脇見をしていたことが原因でございます。

示談の内容につきましては、この事故に係る過失割合町100%、相手方ゼロ%、双方の割合に基づき町は相手方の物的損害額30万9,792円、人的損害額80万168円、合計110万9,960円を相手方に支払う。

次の40ページをお願いします。双方は本件事故について、今後いかなる事情が発生しても裁判上または裁判外において一切の異議申し立てまたは請求をしないという内容でございます。

損害額及び賠償負担額の区分は40ページの表及び図にお示しをいたしております内容でございますので、御閲覧をいただければというふうに思います。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） 大丈夫。よろしいですか。どうぞ。

○総務課長（山邊 久長君） ちょっと追加で御報告をさせていただきたいと思っております。

本事故に関します保険金の支払いにつきましては、一般財団法人全国自治協会のほうに委任いたしまして、そちらのほうから支払いは既に済んでいるところでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいま課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は会期中総務経済建設委員会に付託いたします。

それでは、吉川君、入場願います。

〔5番 吉川紀代子君 入場〕

○議長（原中 政廣君） ここで、暫時休憩といたします。再開は13時より再開いたします。暫時休憩。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第19、議案第20号

○議長（原中 政廣君） 議案第20号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦子育て支援課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 議案第20号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。議案書41ページをお開きください。

提案理由は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の趣旨といたしましては、放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大により支援員の確保につなげるものであります。

議案書42ページをお開きください。桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

本条例第10条第3項においては、都道府県知事が行う研修を終了したものが放課後児童支援員となることができるとされておりますが、その条件といたしまして、有資格者もしくは経験等を有する者とあります。その第3項中第4号においては、学校教育法の規定により幼稚園・小学校・中学校・高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者と規定されておりますが、今回これを改めまして、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と定めようとするものでございます。

改正後は特別支援学校教諭免許条及び養護教諭免許状を有する者並びに臨時免許状及び特別免許状を取得した者についても対象に含まれるようになります。

次に、新たに第10号を加え、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって町長が適当と認めた者と定めようとするものです。

現行の第9号には、高等学校卒業者で2年以上の実務経験を有する者と規定される者に加え、今回、この第10号を新設するに当たり高等学校を卒業されていない者も含まれることとなります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上議決賜りますようお願いいたします。提案説

明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川君。これは、文教委員会に付託しますので、どうしてもこの議場で聞きたいことのみ質問してください。どうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） 付託される。

○議長（原中 政廣君） はい、文教に付託しますので、文教の委員会で精査できるものは精査をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議員（5番 吉川紀代子君） 文教でようございます。

○議長（原中 政廣君） それではほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は会期中文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第21号

○議長（原中 政廣君） 議案第21号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案第21号平成30年度一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。議案書43ページをお開きください。

提案理由といたしまして、平成30年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,252万5,000円に定めようとするものでございます。

第2条の地方債の追加につきましては、4ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。一般補助施設整備事業に充当する起債の追加により限度額を100万円と定めるものです。

次の5ページに参考として地方債の当該年度末における現在高の調書を添付いたしております。

8ページをお開きください。歳入でございます。10款1項1目地方交付税125万8,000円の追加は、今回の補正におきまして歳出が歳入を上回るための財源調整です。調整後の普通交付税の財源留保の見込み額は6,422万4,000円となるものです。

次の14款2項1目総務費国庫補助金30万円の追加は、社会資本整備総合交付金、次の5目

教育費国庫補助金20万円は学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金、次の10ページ3項2目民生費国庫委託金86万2,000円の追加は、国民年金事務費国庫交付金の内示等によるものです。

15款2項7目教育費県補助金1万円の追加は、子供の読書活動推進事業費補助金の計上によるものです。

次の12ページ20款4項2目雑入277万1,000円の追加は、過年度分地域介護福祉空間整備等施設整備交付金返還金及び一般コミュニティー助成金の計上によるものです。

次の21款1項1目総務債100万円の追加は、4ページの第2表地方債補正で述べました一般補助施設整備等事業債の計上によるものです。

次の14ページから歳出でございます。2款1項6目企画費230万円の追加は、王塚太鼓修理等助成金の計上、次の12目防災諸費は社会資本整備総合交付金による財源組みかえです。

次の3款1項8目介護保険事業費64万円の追加は、介護保険料算定連携システム改修委託料と過年度分地域介護福祉空間整備等施設整備交付金返還金の計上によるものです。

次の16ページ3項1目国民年金費86万2,000円の追加は、国民年金制度改正対応システム改修委託料の計上、次の7款1項2目商工振興費150万円の追加は、桂川町商工会が実施しますプレミアム付商品券発行事業に対する補助金の計上です。

次の18ページ10款1項教育総務費2目の事務局費60万円の追加は、セカンドスクール関連事業費の計上によるものです。

次の2項1目桂川小学校学校管理費49万9,000円の追加は、小学校校庭内の遊具撤去工事費の計上によるものです。

次の7項7目図書館費は子供の読書活動推進事業費補助金による財源組みかえです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上議決賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は会期中総務経済建設委員会・文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第21. 報告第2号

○議長（原中 政廣君） 報告第2号平成29年度桂川町継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 報告第2号平成29年度桂川町継続費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙関係書類をもって報告するものです。

45ページをお開きください。平成29年度桂川町継続費繰越計算書でございます。本計算書は平成29年度から30年度に繰り越しました各種事業を記載いたしております。8款3項都市計画費では桂川駅舎改修及び自由通路設置設計等事業については、平成29年度継続費予算現額9,557万6,000円より1,071万7,821円を執行し、残額8,485万8,179円を繰り越すものです。

4項住宅費では町営住宅二反田団地建設事業については、平成29年度継続費予算現額1億8,052万4,000円より1億5,808万5,720円を執行し、残額2,243万8,280円を繰り越すものです。

その繰り越しました財源といたしまして、未収入特定財源として国・県支出金3,300万円、地方債6,700万円となり、事業別の内訳といたしましては計算書に記載のとおりでございます。また一般財源は729万6,459円でございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。済いません、最後のところで一般財源はっておっしゃったけれど、この表で見てちょっと追いつかなかったので、どこのことですかね、わからないのもう一度教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 45ページの平成29年度桂川町継続費繰越計算書ですね。こちらの右から4行目の繰越金という明細をしてる部分ですね、これが前財源の中の地方債国・県支出金を除く一般財源という形で記載させていただいております。よろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） そしたら、その他の財源内容のところ、繰越金と書いてあるところがこの一般会計から出るということですか。わかりました。ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

報告第2号平成29年度桂川町継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第22. 報告第3号

○議長（原中 政廣君） 報告第3号平成29年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 報告第3号平成29年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告についてを説明させていただきます。議案書の46ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙関係書類をもって報告するものです。議案書47ページをお開きください。

平成29年度桂川町繰越明許費繰越計算書でございます。本計算書は平成29年度から平成30年度に繰り越しました各種事業を記載いたしております。

8款3項都市計画費では都市計画道路シカヤ飯塚牟田線計画変更事業、10款1項教育総務費では学校施設環境改善事業、4項桂川中学校費学校施設環境改善事業、5項桂川幼稚園費学校施設環境改善事業、以上4事業に係る計算書でございます。

繰り越します内容といたしましては、繰り越し限度額として設定しておりました8,585万9,000円を翌年度へ繰り越しいたしております。その繰り越ししました財源といたしまして、未収入特定財源として国・県支出金1,984万4,000円、地方債3,920万円となり、事業別の内訳といたしましては計算書に記載のとおりでございます。また一般財源は2,681万5,000円でございます。

以上、簡単な説明でございますが報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。濟いませぬ、ただいまの説明にありましたところで、教育費のところ、教育総務費で、学校施設環境改善事業として事務費と書いてありますけれど、この事務費っていうのを少し具体的に教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） ただいま御質問いただきました学校施設整備事業の事務費ですが、けれども、これはその下に記載しております学校施設改善事業、トイレとか空調関係のこういった事務費と言いますか、そういった作業をする上での手続的な事務費を計上させていただいております。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） トイレとクーラーをつけるのに必要とする事務費、事務費ちゅうのはどんな。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 5番、吉川議員の御質問にお答えします。

今回、昨年度ですね、3月議会でその分の承認をいただきまして、繰り越しで今回、事業をやるとしてますけれども、国のほうからですね、この学校施設環境改善交付金というのをいただきました。その中にトイレの改修の分、それから空調設備の更新分とあわせてですね、事務費等の国から交付金という形で、事務費をいただくことになっております。ですので、これらに伴ういろいろな事務が発生しますので、その経費としてこの分を充てるということになっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 事務費って言うから、その事務員さんのお給料とかそういうことじゃないんでしょう。何かその必要な、例えばボールペンとか、そういうことですか。そこら辺がよくわからないので。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 今、おっしゃるとおりですね、それに伴う例えば消耗品であったりとか、もろもろございますので、そういうものにやっぱりこの分は充てたいというふうに考えております。

○議員（5番 吉川紀代子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

報告第3号平成29年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時21分散会
